

平成31年2月6日

関係各位

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について（案内）

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、法務省入国管理局主催により、下記のとおり説明会が開催されますので、ご案内いたします。

参加希望がある方は、下記により申込みください。

記

1 日時

平成31年2月21日（木）9時30分～12時00分

2 場所

岐阜県庁2階大会議室（岐阜市藪田南2-1-1）

3 説明会に参加いただける方

- ・在留資格「特定技能」による受入れを希望される岐阜県内所在の企業・団体・個人の方
- ・改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される岐阜県内所在の企業・団体・個人の方
- ・岐阜県及び岐阜県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

- ・第一部
 - ①9時30分～10時30分概要説明
 - ②10時30分～11時00分質疑応答
- ・第二部
 - ①11時00分～12時00分分野別個別説明（調整中）

5 問い合わせ・申込先

- ・岐阜県商工労働部商工政策課 担当：竹中 電話：058-272-1111 内線3044
- ・申込方法：別紙様式によりメールで申込
- ・申込先メールアドレス：takenaka-kumiko@pref.gifu.lg.jp
- ・申込期限：平成31年2月18日（月）

担当所属	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係		
担当係長	長屋	担当	山下（剛）
電話番号	代：058-272-1111 内線2595		直：058-272-8289